

パブリック・コメントの実施結果について

平成24年11月1日
古賀市都市計画課
(都市計画係)

パブリック・コメント手続きを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続き実施要綱（平成20年3月告示第20号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の課題	都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例（骨子）
(2) パブリック・コメント手続きの実施期間（政策等の公表日）	平成24年9月5日から10月4日まで（平成24年9月5日）
(3) 提出意見等	なし
(4) 政策等の案からの変更点及び理由	なし

本件に関するお問い合わせ先

古賀市都市計画課 都市計画係（電話092-942-1119）

「都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例」(骨子)

「都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例」(骨子案)に対してパブリック・コメント手続を実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の題名	都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例(骨子)
(2) 政策等の案の公表日	平成24年11月1日(木)
(3) パブリック・コメント手続の実施期間	平成24年9月5日(水)～平成24年10月4日(木) (30日間)
(4) 意見等提出者数	0名
(5) 提出意見等件数	0件
(6) 提出意見等を考慮した結果及びその理由	なし
(7) その他の修正点	なし

「都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例（骨子）」について

1. 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）による「都市公園法（昭和31年法律第79号）」の一部改正により、これまで国が一律に定めていた「都市公園の設置基準」等を条例で定めることとされたことに伴い、「都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例」を制定する。

（施行予定日：平成25年2月1日予定）

2. 地域主権推進一括法による都市公園法の一部改正

現行基準を参酌すべき基準とし、条例で基準を定める

（施行日：平成24年4月1日 1年間の経過措置あり）

3. 条例の内容(案)

【都市公園の設置基準】(都市公園法第3条第1項)

① 古賀市の区域内及び市街地区域内における住民1人当たりの都市公園敷地面積の標準値（都市公園法施行令第1条の2）

区 分	標準値（住民1人当たりの都市公園敷地面積）	
	現行基準	古賀市基準（案）
古賀市の区域内 （市内全域）	10m ² 以上	← （現行基準どおり）
市街地区域内 （市街化区域内）	5m ² 以上	← （現行基準どおり）

① 住民1人当たりの都市公園面積の標準

古賀市においては、現行の都市公園法で定められている一人当たり都市公園面積、市内で10m²、市街化区域内で5m²を目標として整備を進めてきた。

現在、市内で8.05m²、市街化区域内で6.36m²となっている。

	都市公園面積 (m ²) H23末	区域内人口 (人) H23末	現況値 (m ² /人)
市内全域	473,996 【541,793】	58,888	8.05 【9.20】
市街化区域内	262,719	43,929	5.98

注1) 人口は住民基本台帳ベースの人口を示す。

注2) 都市公園とは、都市計画区域内に設置されている公園を示す。

注3) 【】内の都市公園面積は、都市計画区域外の公園面積を含む値を示す。

② 地方公共団体が都市公園を設置する場合の配置及び規模の基準(都市公園法施行令第 2 条)

都市公園の種類	配 置	規 模	
		現行基準	古賀市基準 (案)
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置	0. 2 5 ha	0. 0 5 ha
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置	2 ha	0. 2 ha
地区公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるよう配置	4 ha	1 ha
総合公園	広域に居住する者が容易に利用することができるよう配置	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる面積	← (現行基準とおり)
運動公園			
広域公園			
緩衝緑地等	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める		← (現行基準とおり)

② 都市公園の配置及び規模の基準

古賀市内の都市公園は、小規模公園が多く、街区公園、近隣公園、地区公園については、国の現行基準どおりとすると古賀市の都市公園の実態と著しく乖離するため、古賀市の実態を踏まえた都市公園の規模とする。(表 1 参照)

表 1 古賀市内の都市公園の規模一覧

公園の規模		箇所数	割合	累積度数分布	
~	500m2未満	41	38.7%	38.7%	} 街区公園
500m2以上 ~	1,000m2未満	25	23.6%	62.3%	
1,000m2以上 ~	1,500m2未満	10	9.4%	71.7%	} 近隣公園
1,500m2以上 ~	2,000m2未満	5	4.7%	76.4%	
2,000m2以上 ~	3,000m2未満	12	11.3%	87.7%	
3,000m2以上 ~	5,000m2未満	4	3.8%	91.5%	} 地区公園
5,000m2以上 ~	10,000m2未満	5	4.7%	96.2%	
10,000m2以上 ~	20,000m2未満	2	1.9%	98.1%	
20,000m2以上 ~		2	1.9%	100.0%	
合 計		106	100.0%		

【公園施設の設置基準】(都市公園法第4条第1項)

③ 一の都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積の基準 (都市公園法施行令第6条)

公園施設の種別		建築面積の割合	
		現行基準	古賀市基準(案)
建築物		2%	← (現行基準どおり)
特例	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	+10%	
	国宝、重要文化財等	+20%	
	屋根付き広場、屋根付き野外劇場	+10%	
	仮設公園施設	+2%	

④ 公園施設の設置基準

古賀市の公園は、公園としての機能のほか地域の交流の場としての機能もあり、地元自治会などから公園清掃用具倉庫などの設置要望が多い。市内の便所及び倉庫が設置されている公園の建築面積の割合を調査したところ、全て2%以下だったことから、現行基準どおりとする。

4. 今後の予定

平成24年 9月中旬～10月中旬	条例(骨子案)のパブリックコメント
平成24年10月下旬～	条例案の作成
平成24年12月上旬	議会上程